

令和7年12月定例月議会

令和7年12月17日

総務教育常任委員会

資料

報告事項

案件名	所管局・課	ページ
第4期長浜市教育振興基本計画のパブリックコメントの実施について	教育総務課	2
請願（第4号）に関する処理の経過等について	教育指導課	8
長浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について（着手）	幼児課	11

教育委員会事務局

所管委員会	総務教育常任委員会
所管局・課	教育総務課

第4期長浜市教育振興基本計画のパブリックコメントの実施について

1 計画の概要

現在の第3期計画が、今年度末で5年間の計画期間満了を迎えます。

のことから、近年の社会情勢や教育環境等の変化により生じた新たな課題等に対応するなど現計画の必要な見直しを行い、次期計画となる第4期長浜市教育振興基本計画を策定します。

2 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

3 策定に向けた検討状況

①協議・検討体制

- ・長浜市教育振興基本計画策定委員会（学識経験者等外部委員10名）
- ・府内職員ワーキングチーム

②概要

- ・基本方針及び基本目標：第3期計画を継承

- ・施策の基本的方向及び具体的な施策

　　施策数（51→38に集約）

　　指標（より具体的かつ、市民目線での指標となるよう再設定）

　　指標数（53→66に拡充）

4 検討経過

令和6年11月12日	教育委員会11月定例会	着手報告
12月11日	総務教育常任委員会	着手報告
令和7年 1月30日	第1回策定委員会	諮問・協議
3月25日	第2回策定委員会	協議
5月22日	第3回策定委員会	協議
7月 4日	第4回策定委員会	協議・骨子決定
7月24日	教育委員会定例会	経過報告
9月24日	総務教育常任委員会	経過報告
10月29日	第5回策定委員会	協議・素案決定
11月19日	教育委員会定例会	パブコメ前報告

5 今後の予定

令和7年12月	総務教育常任委員会	パブコメ前報告
	パブリックコメントの実施	
令和8年 2月	第6回策定委員会	協議・答申
	教育委員会2月定例会	計画案として同意
3月	総務教育常任委員会	計画策定の報告

教育大綱

基本方針

つながりあい、学びあい、豊かに生きる人づくりをめざす「ながはま」

教育振興基本計画	
施設の基本的方向	具体的な施策
基本目標1 乳幼児期における就学前教育を充実します	<p>1 「生きる力」の基礎を培う就学前教育を推進します</p> <p>(1) 遊びや生活中で子どもが自分で考え、判断し、行動する力が育つ教育・保育を実践します</p> <p>子どもが身近な自然や物的・人的環境等に主体的に関わる中で、興味関心を広げ夢中になって遊びを創造する楽しさを味わうことのできる教育・保育の充実に取り組みます。また、地域の自然を生かした体験活動や集団遊び等の多様な活動を通して、人と関わるコミュニケーション能力や基礎的な体力・運動機能の向上を図ります。</p> <p>(2) 言葉の力の基礎を育成します</p> <p>乳幼児期は、表情やしきり、言葉を通して先生や友達と心を通わせるようになります。言葉を獲得するこの時期に、安定した情緒のもと、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付けるとともに、言葉による表現を楽しめるよう取り組みます。</p> <p>(3) 多様性や個人差、教育的ニーズに応じた支援体制を充実します</p> <p>しううがいいや病気の有無、国籍や言語など、それぞれ異なる背景や能力、特性に関係なく、一人ひとりの発達や特性に応じた支援につながるよう職員のスキル向上をめざし、研修体制の充実に取り組みます。また、関係機関や学校・義務教育学校との連携を図る中で、各園における支援体制の強化を図ります。</p> <p>(4) 生きる力の基礎となる安心・安全な就学前教育の充実に取り組みます</p> <p>十分に養護の行き届いた環境のもと、身近な大人によって生命を守られ、愛される中で、人に対する愛情や信頼関係を育む保育を実践します。</p> <p>(5) 子どもの育ちを見通した園小中義務教育学校の連携の中で、創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培います</p> <p>就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図るために、「生きる力」の育成を軸に据えて、児童の遊びや生活が充実し、発展できるような教育・保育を実践します。また、児童期の学びを小学校・義務教育学校教育に活かせるよう、園と小学校・義務教育学校が子どもの姿を共有し、発達や学びの連続性を踏まえた架け橋プログラムやスタートカリキュラムをもとに教育・保育の充実に取り組みます。</p> <p>(6) 個の特性を把握し、一人ひとりの良さを生かす授業を展開するための柔軟なカリキュラムを推進します。</p> <p>子ども一人ひとりの特性や良さ、学びの状況を把握し、個別最適な学びや協働的な学びに転換していきます。学習評価と連携したカリキュラム・マネジメントにより、教育課程の編成・実施・評価・改善のサイクルを確立し、学校全体で柔軟な授業展開を推進します。</p> <p>(7) すべての子どもたちが安心して学ぶ「機会」を提供します</p> <p>いじめや不登校を含む様々な問題に対して、子どもたちが安心して学校生活が送れるよう、総合的な対策を推進します。いじめ防止やいじめの早期発見、早期対応のために、学校が組織的な対策を準備とともに、不登校の児童生徒には個別の状況に応じた支援を関係機関と連携しながら組織的に実施します。また、発達段階や家庭環境に応じた教育相談を充実させるため、スクールカウンセラーやスクールノーシャルワーカー、関係機関との連携を強化します。さらに、子どもの自尊感情を高め、多様な学びの機会を提供することで、すべての子どもが生き生きと過ごせる教育機会の確保に取り組みます。外国人児童生徒に対しても、個に応じた適切な指導・支援を行い、安心して学校生活を送れるよう、関係者が情報交換を密にし、連携を図ります。</p> <p>(8) 教職員の資質向上により一人ひとりの教育ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります</p> <p>園小中義務教育学校間および関係機関との連携のもと、しううがいいのある子ども一人ひとりの教育のニーズに応じた個別の指導計画および個別の教育支援計画の作成と内容の充実、活用を進め、進学・就労も見据えた長期的な視点で子どもの自立に向けての適切な指導や支援を行います。また、子どもに向けた教職員の専門性向上の取組を進めるとともに、インクルーシブ教育システムの構築に取り組みます。</p> <p>(9) 長浜スタイル(自ら学ぼうとする授業)による授業改善に取り組みます</p> <p>児童生徒が自分で課題を発見し、見通しを持って解決に向かい、さらに協働的に考え、振り返る長浜スタイルによる授業改善に取り組み、この学習サイクルの中で、個々に応じた指導支援を行います。子どもを主語にした授業の確立のために、授業実践とICTとの最適な組み合わせによる効果的な学習スタイルを選択し、「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざします。また、さまざまな教育データを活用し、エビデンスにもとづく教育施策の推進に取り組みます。</p> <p>(10) 言葉の力を育成します</p> <p>学校教育において、読む・書く・聞く・話すといった言語活動の充実を図り、自分の考えや意見を的確に表現できる力や、論理的な思考力の育成に取り組みます。また、家庭・園・学校・図書館が連携し、子どもたちが児童期から読書に親しみ、継続的に読書習慣を身に付けられるよう、蔵書の整備や学校図書の活用、市立図書館の団体貸出制度を活用するなどして、読書環境の整備を図ります。</p> <p>(11) 授業改善および教職員の働き方改革に資する教育DXを推進します</p> <p>すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体化を図るICTの活用に取り組みます。また、教育の働き方改革に資するよう教育DXにより工夫改善を図り、さらに推進していきます。教員のICT活用指導力向上と情報化による校務の効率化に取り組むことで、指導時間の確保を図り、学力向上等子どもたちの育成に取り組みます。</p> <p>(12) 地域での体験活動の充実を図り、郷土愛の心を育みます</p> <p>授業や放課後・週末等の多様な場面において、地域の大人と子どもがともに関わり合いながら、勉強・スポーツ・文化・自然体験など多様な体験活動に参加できる機会を充実させることで、地域への愛着を育むとともに子どもたちの豊かな学びの土台づくりを推進していきます。(長浜の自然および地域資源等を学びの素材とした体験活動を通して、仲間や地域の人々との協働を通じた協調性の育成)</p> <p>(13) 市内大学と連携した専門的分野の人材育成を推進します</p> <p>理系専門大学が有する高度な専門知識・研究成果を活用し、中高生を対象とした科学技術や理数系分野への関心を高める取組を推進します。これにより、次世代を担う人材の育成を図り、将来のイノベーション創出や地域の産業力強化に資する人材基盤を形成します。</p> <p>(14) 本に親しむ環境を整え、子どもの読書活動を推進します</p> <p>読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。そのため、子どもたちが児童期から読書習慣を身に付けることができるよう、学校園・家庭・地域が連携・協働体制をとり読書環境の整備を進めます。併せて、外国人にルーツをもつ子どもやしううがいいのある子どもなど多様な背景をもつ子どもたちへの読書の機会を提供します。また、家庭・園・学校などが連携して、「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」、「けやきっ子読書の日」に沿った事業を展開するなどして、市全体で子どもの読書活動を推進する連携を高める取組を進めます。</p> <p>(15) 対話とふれあいを通して、道徳教育・人権教育を推進します</p> <p>道徳教育の充実を図り、学校の教育活動全体を通して他人を思いやり温かい心を育むとともに、わがまち・長浜を愛する子どもの育成を図ります。さらに、地域と連携し、学んだことを生かして行動できる道徳的実践力を高めます。また、あらゆる教育活動を通じて子どもの自尊感情を高めるとともに、人権についての正しい理解と認識を培い、人権を尊重する実践的な態度の育成に取り組みます。</p> <p>(16) 体力の向上と健康の保持に取り組みます</p> <p>子どもたちの体力向上を図るために、日々の体育科学習の授業改善に取り組みます。また、運動に対する愛好的態度の向上をめざし、学校での休み時間等に進んで運動ができるよう取り組みます。中学校・義務教育学校の部活動では、専門性をもった指導員の配置や支援員の派遣を行い、生徒の競技力等の向上を図ります。さらに、健全な生活習慣を身につけるために、健康診断や調査にもとづき、一人ひとりの実態に応じた指導・支援を行います。</p> <p>(17) 食育を推進します</p> <p>学校給食を通じて、子どもたちが食に関する正しい知識を身につけ、健全な食生活を考える力を養います。また、学校園・家庭・地域が連携し、食文化への関心を育むとともに、残さず食べることの大切さを伝え、実践する力を育てます。さらに、食物アレルギーについても、正しい知識を深め、理解を促進するための取組を進めます。</p>
基本目標2 子どもの自立に向けて生きる力を育む教育を推進します	<p>2 一人ひとりの可能性を輝かせる柔軟な教育課程を編成します</p> <p>(18) 教職員の資質向上により一人ひとりの教育ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります</p> <p>園小中義務教育学校間および関係機関との連携のもと、しううがいいのある子ども一人ひとりの教育のニーズに応じた個別の指導計画および個別の教育支援計画の作成と内容の充実、活用を進め、進学・就労も見据えた長期的な視点で子どもの自立に向けての適切な指導や支援を行います。また、子どもに向けた教職員の専門性向上の取組を進めるとともに、インクルーシブ教育システムの構築に取り組みます。</p> <p>(19) 長浜スタイル(自ら学ぼうとする授業)による授業改善に取り組みます</p> <p>児童生徒が自分で課題を発見し、見通しを持って解決に向かい、さらに協働的に考え、振り返る長浜スタイルによる授業改善に取り組み、この学習サイクルの中で、個々に応じた指導支援を行います。子どもを主語にした授業の確立のために、授業実践とICTとの最適な組み合わせによる効果的な学習スタイルを選択し、「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざします。また、さまざまな教育データを活用し、エビデンスにもとづく教育施策の推進に取り組みます。</p> <p>(20) 言葉の力を育成します</p> <p>学校教育において、読む・書く・聞く・話すといった言語活動の充実を図り、自分の考えや意見を的確に表現できる力や、論理的な思考力の育成に取り組みます。また、家庭・園・学校・図書館が連携し、子どもたちが児童期から読書に親しみ、継続的に読書習慣を身に付けられるよう、蔵書の整備や学校図書の活用、市立図書館の団体貸出制度を活用するなどして、読書環境の整備を図ります。</p> <p>(21) 授業改善および教職員の働き方改革に資する教育DXを推進します</p> <p>すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体化を図るICTの活用に取り組みます。また、教育の働き方改革に資するよう教育DXにより工夫改善を図り、さらに推進していきます。教員のICT活用指導力向上と情報化による校務の効率化に取り組むことで、指導時間の確保を図り、学力向上等子どもたちの育成に取り組みます。</p> <p>(22) 地域での体験活動の充実を図り、郷土愛の心を育みます</p> <p>授業や放課後・週末等の多様な場面において、地域の大人と子どもがともに関わり合いながら、勉強・スポーツ・文化・自然体験など多様な体験活動に参加できる機会を充実させることで、地域への愛着を育むとともに子どもたちの豊かな学びの土台づくりを推進していきます。(長浜の自然および地域資源等を学びの素材とした体験活動を通して、仲間や地域の人々との協働を通じた協調性の育成)</p> <p>(23) 市内大学と連携した専門的分野の人材育成を推進します</p> <p>理系専門大学が有する高度な専門知識・研究成果を活用し、中高生を対象とした科学技術や理数系分野への関心を高める取組を推進します。これにより、次世代を担う人材の育成を図り、将来のイノベーション創出や地域の産業力強化に資する人材基盤を形成します。</p> <p>(24) 本に親しむ環境を整え、子どもの読書活動を推進します</p> <p>読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。そのため、子どもたちが児童期から読書習慣を身に付けることができるよう、学校園・家庭・地域が連携・協働体制をとり読書環境の整備を進めます。併せて、外国人にルーツをもつ子どもやしううがいいのある子どもなど多様な背景をもつ子どもたちへの読書の機会を提供します。また、家庭・園・学校などが連携して、「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」、「けやきっ子読書の日」に沿った事業を展開するなどして、市全体で子どもの読書活動を推進する連携を高める取組を進めます。</p> <p>(25) 対話とふれあいを通して、道徳教育・人権教育を推進します</p> <p>道徳教育の充実を図り、学校の教育活動全体を通して他人を思いやり温かい心を育むとともに、わがまち・長浜を愛する子どもの育成を図ります。さらに、地域と連携し、学んだことを生かして行動できる道徳的実践力を高めます。また、あらゆる教育活動を通じて子どもの自尊感情を高めるとともに、人権についての正しい理解と認識を培い、人権を尊重する実践的な態度の育成に取り組みます。</p> <p>(26) 体力の向上と健康の保持に取り組みます</p> <p>子どもたちの体力向上を図るために、日々の体育科学習の授業改善に取り組みます。また、運動に対する愛好的態度の向上をめざし、学校での休み時間等に進んで運動ができるよう取り組みます。中学校・義務教育学校の部活動では、専門性をもった指導員の配置や支援員の派遣を行い、生徒の競技力等の向上を図ります。さらに、健全な生活習慣を身につけるために、健康診断や調査にもとづき、一人ひとりの実態に応じた指導・支援を行います。</p> <p>(27) 食育を推進します</p> <p>学校給食を通じて、子どもたちが食に関する正しい知識を身につけ、健全な食生活を考える力を養います。また、学校園・家庭・地域が連携し、食文化への関心を育むとともに、残さず食べることの大切さを伝え、実践する力を育てます。さらに、食物アレルギーについても、正しい知識を深め、理解を促進するための取組を進めます。</p>
基本目標2 子どもの自立に向けて生きる力を育む教育を推進します	<p>3 「真の学力」の向上を目指します</p> <p>(28) 教職員の資質向上により一人ひとりの教育ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります</p> <p>園小中義務教育学校間および関係機関との連携のもと、しううがいいのある子ども一人ひとりの教育のニーズに応じた個別の指導計画および個別の教育支援計画の作成と内容の充実、活用を進め、進学・就労も見据えた長期的な視点で子どもの自立に向けての適切な指導や支援を行います。また、子どもに向けた教職員の専門性向上の取組を進めるとともに、インクルーシブ教育システムの構築に取り組みます。</p> <p>(29) 長浜スタイル(自ら学ぼうとする授業)による授業改善に取り組みます</p> <p>児童生徒が自分で課題を発見し、見通しを持って解決に向かい、さらに協働的に考え、振り返る長浜スタイルによる授業改善に取り組み、この学習サイクルの中で、個々に応じた指導支援を行います。子どもを主語にした授業の確立のために、授業実践とICTとの最適な組み合わせによる効果的な学習スタイルを選択し、「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざします。また、さまざまな教育データを活用し、エビデンスにもとづく教育施策の推進に取り組みます。</p> <p>(30) 言葉の力を育成します</p> <p>学校教育において、読む・書く・聞く・話すといった言語活動の充実を図り、自分の考えや意見を的確に表現できる力や、論理的な思考力の育成に取り組みます。また、家庭・園・学校・図書館が連携し、子どもたちが児童期から読書に親しみ、継続的に読書習慣を身に付けられるよう、蔵書の整備や学校図書の活用、市立図書館の団体貸出制度を活用するなどして、読書環境の整備を図ります。</p> <p>(31) 授業改善および教職員の働き方改革に資する教育DXを推進します</p> <p>すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体化を図るICTの活用に取り組みます。また、教育の働き方改革に資するよう教育DXにより工夫改善を図り、さらに推進していきます。教員のICT活用指導力向上と情報化による校務の効率化に取り組むことで、指導時間の確保を図り、学力向上等子どもたちの育成に取り組みます。</p> <p>(32) 地域での体験活動の充実を図り、郷土愛の心を育みます</p> <p>授業や放課後・週末等の多様な場面において、地域の大人と子どもがともに関わり合いながら、勉強・スポーツ・文化・自然体験など多様な体験活動に参加できる機会を充実させることで、地域への愛着を育むとともに子どもたちの豊かな学びの土台づくりを推進していきます。(長浜の自然および地域資源等を学びの素材とした体験活動を通して、仲間や地域の人々との協働を通じた協調性の育成)</p> <p>(33) 市内大学と連携した専門的分野の人材育成を推進します</p> <p>理系専門大学が有する高度な専門知識・研究成果を活用し、中高生を対象とした科学技術や理数系分野への関心を高める取組を推進します。これにより、次世代を担う人材の育成を図り、将来のイノベーション創出や地域の産業力強化に資する人材基盤を形成します。</p> <p>(34) 本に親しむ環境を整え、子どもの読書活動を推進します</p> <p>読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。そのため、子どもたちが児童期から読書習慣を身に付けることができるよう、学校園・家庭・地域が連携・協働体制をとり読書環境の整備を進めます。併せて、外国人にルーツをもつ子どもやしううがいいのある子どもなど多様な背景をもつ子どもたちへの読書の機会を提供します。また、家庭・園・学校などが連携して、「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」、「けやきっ子読書の日」に沿った事業を展開するなどして、市全体で子どもの読書活動を推進する連携を高める取組を進めます。</p> <p>(35) 対話とふれあいを通して、道徳教育・人権教育を推進します</p> <p>道徳教育の充実を図り、学校の教育活動全体を通して他人を思いやり温かい心を育むとともに、わがまち・長浜を愛する子どもの育成を図ります。さらに、地域と連携し、学んだことを生かして行動できる道徳的実践力を高めます。また、あらゆる教育活動を通じて子どもの自尊感情を高めるとともに、人権についての正しい理解と認識を培い、人権を尊重する実践的な態度の育成に取り組みます。</p> <p>(36) 体力の向上と健康の保持に取り組みます</p> <p>子どもたちの体力向上を図るために、日々の体育科学習の授業改善に取り組みます。また、運動に対する愛好的態度の向上をめざし、学校での休み時間等に進んで運動ができるよう取り組みます。中学校・義務教育学校の部活動では、専門性をもった指導員の配置や支援員の派遣を行い、生徒の競技力等の向上を図ります。さらに、健全な生活習慣を身につけるために、健康診断や調査にもとづき、一人ひとりの実態に応じた指導・支援を行います。</p> <p>(37) 食育を推進します</p> <p>学校給食を通じて、子どもたちが食に関する正しい知識を身につけ、健全な食生活を考える力を養います。また、学校園・家庭・地域が連携し、食文化への関心を育むとともに、残さず食べることの大切さを伝え、実践する力を育てます。さらに、食物アレルギーについても、正しい知識を深め、理解を促進するための取組を進めます。</p>
4 「豊かな心」と「健やかな体」を育成します	<p>(38) 教職員の資質向上により一人ひとりの教育ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります</p> <p>園小中義務教育学校間および関係機関との連携のもと、しううがいいのある子ども一人ひとりの教育のニーズに応じた個別の指導計画および個別の教育支援計画の作成と内容の充実、活用を進め、進学・就労も見据えた長期的な視点で子どもの自立に向けての適切な指導や支援を行います。また、子どもに向けた教職員の専門性向上の取組を進めるとともに、インクルーシブ教育システムの構築に取り組みます。</p> <p>(39) 長浜スタイル(自ら学ぼうとする授業)による授業改善に取り組みます</p> <p>児童生徒が自分で課題を発見し、見通しを持って解決に向かい、さらに協働的に考え、振り返る長浜スタイルによる授業改善に取り組み、この学習サイクルの中で、個々に応じた指導支援を行います。子どもを主語にした授業の確立のために、授業実践とICTとの最適な組み合わせによる効果的な学習スタイルを選択し、「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざします。また、さまざまな教育データを活用し、エビデンスにもとづく教育施策の推進に取り組みます。</p> <p>(40) 言葉の力を育成します</p> <p>学校教育において、読む・書く・聞く・話すといった言語活動の充実を図り、自分の考えや意見を的確に表現できる力や、論理的な思考力の育成に取り組みます。また、家庭・園・学校・図書館が連携し、子どもたちが児童期から読書に親しみ、継続的に読書習慣を身に付けられるよう、蔵書の整備や学校図書の活用、市立図書館の団体貸出制度を活用するなどして、読書環境の整備を図ります。</p> <p>(41) 授業改善および教職員の働き方改革に資する教育DXを推進します</p> <p>すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体化を図るICTの活用に取り組みます。また、教育の働き方改革に資するよう教育DXにより工夫改善を図り、さらに推進していきます。教員のICT活用指導力向上と情報化による校務の効率化に取り組むことで、指導時間の確保を図り、学力向上等子どもたちの育成に取り組みます。</p> <p>(42) 地域での体験活動の充実を図り、郷土愛の心を育みます</p> <p>授業や放課後・週末等の多様な場面において、地域の大人と子どもがともに関わり合いながら、勉強・スポーツ・文化・自然体験など多様な体験活動に参加できる機会を充実させることで、地域への愛着を育むとともに子どもたちの豊かな学びの土台づくりを推進していきます。(長浜の自然および地域資源等を学びの素材とした体験活動を通して、仲間や地域の人々との協働を通じた協調性の育成)</p> <p>(43) 市内大学と連携した専門的分野の人材育成を推進します</p> <p>理系専門大学が有する高度な専門知識・研究成果を活用し、中高生を対象とした科学技術や理数系分野への関心を高める取組を推進します。これにより、次世代を担う人材の育成を図り、将来のイノベーション創出や地域の産業力強化に資する人材基盤を形成します。</p> <p>(44) 本に親しむ環境を整え、子どもの読書活動を推進します</p> <p>読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。そのため、子どもたちが児童期から読書習慣を身に付けることができるよう、学校園・家庭・地域が連携・協働体制をとり読書環境の整備を進めます。併せて、外国人にルーツをもつ子どもやしううがいいのある子どもなど多様な背景をもつ子どもたちへの読書の機会を提供します。また、家庭・園・学校などが連携して、「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」、「けやきっ子読書の日」に沿った事業を展開するなどして、市全体で子どもの読書活動を推進する連携を高める取組を進めます。</p> <p>(45) 対話とふれあいを通して、道徳教育・人権教育を推進します</p> <p>道徳教育の充実を図り、学校の教育活動全体を通して他人を思いやり温かい心を育むとともに、わがまち・長浜を愛する子どもの育成を図ります。さらに、地域と連携し、学んだことを生かして行動できる道徳的実践力を高めます。また、あらゆる教育活動を通じて子どもの自尊感情を高めるとともに、人権についての正しい理解と認識を培い、人権を尊重する実践的な態度の育成に取り組みます。</p> <p>(46) 体力の向上と健康の保持に取り組みます</p> <p>子どもたちの体力向上を図るために、日々の体育科学習の授業改善に取り組みます。また、運動に対する愛好的態度の向上をめざし、学校での休み時間等に進んで運動ができるよう取り組みます。中学校・義務教育学校の部活動では、専門性をもった指導員の配置や支援員の派遣を行い、生徒の競技力等の向上を図ります。さらに、健全な生活習慣を身につけるために、健康診断や調査にもとづき、一人ひとりの実態に応じた指導・支援を行います。</p> <p>(47) 食育を推進します</p> <p>学校給食を通じて、子どもたちが食に関する正しい知識を身につけ、健全な食生活を考える力を養います。また、学校園・家庭・地域が連携し、食文化への関心を育むとともに、残さず食べることの大切さを伝え、実践する力を育てます。さらに、食物アレルギーについても、正しい知識を深め、理解を促進するための取組を進めます。</p>

基本方針

基本目標3 学校・家庭・地域のつながりを深め、地域全体の教育力の向上をめざします		5 学校・家庭・地域が一体となって学びの環境をつくります	<p>(18) 地域と学校の連携と協働により「生きる力」を育成します</p> <p>「地域とともにある学校」の考え方のもと、各校が学校運営協議会と連携を図りながら、保護者や地域の人の参画を得て、その意見が反映される学校運営を進めます。 地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、子どもたちの地域での学びを通した「生きる力」を育むため、地域と学校のさらなる連携・協働の仕組みと体制づくりを進めます。地域の高齢者や保護者、地元団体など幅広い地域住民等の参画を得ながら、地域資源を活用した学びや体験活動など、子どもたちが地域の方と関わり、つながることで、地域への愛着や誇りを育み、地域の将来を担う人材の育成を図ります。</p>
		6 子育て支援と家庭教育の充実を図ります	<p>(19) 子どもの安全を守るために環境整備を図ります</p> <p>学校・家庭・地域が連携しながら通学路の安全点検を実施するなど、地域全体で子どもたちの安全を見守る体制づくりを進めます。特に、学校と連携してスクールガードの活動を支援とともに、子ども安全リーダー、青少年センター、自治会等の関係機関との連携をさらに強化します。</p>
		7 人権尊重の社会づくりを推進します	<p>(20) 児童虐待の早期発見と支援の充実を図ります</p> <p>学校・家庭・地域社会が連携・協力することにより、子どもの人権を守れる安全・安心な環境をつくります。児童虐待の早期発見、早期対応を図るために、園・学校は日々の児童生徒の状況を把握することにも、子どもたちや保護者が相談しやすい環境づくりに取り組みます。虐待が疑われる場合には、家庭児童相談室等関係機関と連携し、適切に対応します。</p> <p>(21) 中学校部活動の地域連携・地域展開を推進します</p> <p>部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を推進し、地域の実情に応じた持続可能なスポーツ・文化活動の環境を構築します。また、中学校・義務教育学校においては、拠点校型部活動を当面の軸として外部指導者を活用し、子どもたちの活動の場を広げます。</p>
基本目標4 地域の伝統・文化を生かし、郷土を愛する心を育てます		8 教育を通して地域の伝統や文化を継承するとともに、開かれたシビックプライドの醸成を図ります	<p>(22) 家庭教育を支援します</p> <p>地域と家庭の子育て力の向上を図るため、子育て中の方や、子育て支援に関心のある方々を対象に、子どもへの声かけや関わり方などの子育てに関する知識を学ぶ機会として、家庭教育に関する講座を開催します。また、園校において保護者を対象にした幼児期や思春期など子どもの発達段階に応じた学習機会の提供支援を行います。</p>
		9 子どもから高齢者まで豊かに学び続ける生涯学習を推進します	<p>(23) 安心して楽しく子育てができるよう支援します</p> <p>子育ての悩みや不安を気軽に相談できる場を設けることで孤立や不安を軽減します。また、子どもの遊び場や親同士が交流できる場を提供することで、子どもの健やかな成長を促しながら安心して楽しく子育てができるよう支援します。</p>
		10 文化・芸術の創造や振興とスポーツ活動を推進します	<p>(24) 放課後児童クラブを充実します</p> <p>放課後における児童の安全安心な居場所づくりのため、支援員や実施場所の確保のみならず研修や巡回指導の実施による支援員の知識・技術の向上に努め、放課後児童クラブの受け入れ体制整備と維持と質の向上を図ります。</p>
基本目標5 市民一人ひとりが学びあえる生涯学習環境の充実を図ります		11 安全・安心で質の高い教育のための環境を整備します	<p>(25) 人権学習・啓発等を推進します</p> <p>すべての人がお互いの「個性」を尊重し、多様性を認め合い、互いに支えあいながら人権が尊重される社会の実現をめざして、人権学習・啓発等を推進します。人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえ、既存の人権問題とともに、インターネット上の人権侵害や性的マイノリティの人権など、時代の変化に合わせた人権啓発等を推進し、人権意識の高揚を図るため、人権学習会を開催します。</p> <p>(26) 男女共同参画に関する学習機会・啓発等を推進します</p> <p>男女の人が尊重され、一人ひとりが地域や家庭・職場等、社会のあらゆる分野でいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現をめざして、学習機会の提供や意識を高めるため、啓発イベント等を開催します。</p>
		12 授業や出前講座を通じて地域の歴史・伝統文化にふれる機会を提供します	<p>(27) 授業や出前講座を通じて地域の歴史・伝統文化にふれる機会を提供します</p> <p>市民が自分たちの地域の歴史や文化を通じて郷土を愛する心と豊かな情緒を培い、歴史文化が市民にとってさらに身近なものになるよう、関係機関と連携し、学校や地域を対象に、歴史講座や伝統文化の体験学習等を開催します。</p>
		13 誰もが学べる場ときっかけづくりを提供します	<p>(28) 誰もが学べる場ときっかけづくりを提供します</p> <p>市民の身近な学びの場として、つながりづくり、まちづくりセンターや地域の学びの拠点として学習機会の充実を図ります。学びや活動への主体的な参加のさがけづくりのため、楽しさをベースとし、誰もが参加しやすい学びの場や地域づくりにつながるテーマの設定、子育て世代が参加しやすい活動などの工夫を図ります。年齢や性別、国籍やしようかいの有無に関わらず、すべての人が自身の希望に応じて学習できるよう、学習機会の提供や提供時の配慮を行います。講座等の学習情報について必要な時に必要な情報が入手できるよう、効果的な発信を進めます。</p>
基本目標6 安全・安心で質の高い教育を支える環境を整備します		14 子どもから高齢者まで豊かに学び続ける生涯学習を推進します	<p>(29) 多様な学びの機会を提供します</p> <p>子どもから高齢者までライフステージに応じた生涯にわたる学習機会の提供を行います。地域の高校や大学、企業、市民活動団体など多様な組織や団体と連携し、地域づくりにつながっていける学習機会の提供や、本市が持つ歴史・文化・自然・産業など様々な魅力を学び、地域への愛着と誇りの醸成を図る講座、オンラインを活用した学びなどICTを活用して地理的・時間的・空間的制限にとらわれない学びなど、多様な学びの機会の提供を図ります。</p>
		15 学びを通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりを支援します	<p>(30) 学びを通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりを支援します</p> <p>生涯学習を推進していくためには、課題やニーズをふまえ、様々な人々や組織と連携協働しながら学びの活動を計画・支援する人材の役割が重要なことから、生涯学習事業の企画運営に携わる職員やスタッフ等の人材育成や研修の充実を図ります。また、学びが学ぶだけで終わるのではなく、学びの成果や今までの知識・経験を活用し、人づくり・つながりづくり・地域づくりにつながる生涯学習の推進を図ります。</p>
		16 図書館サービスを充実します	<p>(31) 図書館サービスを充実します</p> <p>市民の豊かな学びを支えるため、誰もが図書館サービスを受けられるよう、より身近な図書館サービスの提供をめざします。そのため、市民の暮らしに役立つ資料の充実をとともに、多様な資料要求に応えていきます。また、レファレンス機能を強化し、一人ひとりに寄り添ったきめ細かい資料提供を行うことで、市民が暮らしの中でより身近で便利に図書館を利用できるようサービスの充実に取り組みます。</p>
基本目標7 市民一人ひとりが学びあえる生涯学習環境の充実を図ります		17 文化・芸術の創造や振興とスポーツ活動を推進します	<p>(32) 文化芸術の体験機会を充実します</p> <p>誰もが文化芸術活動に触れる体験機会を充実させ、地域資源と融合した長浜独自の文化芸術を創造します。また、次代を担う子どもたちや若者たちの感性や創造力を育てる活動の支援を行います。</p>
		18 市民が主体となる多様な文化芸術事業を推進します	<p>(33) 市民が主体となる多様な文化芸術事業を推進します</p> <p>市民や文化芸術団体の主体的な活動を支援とともに、市民が利用しやすい文化芸術活動の場を整えます。</p>
		19 市民一人ひとりの運動・スポーツ活動を推進します	<p>(34) 市民一人ひとりの運動・スポーツ活動を推進します</p> <p>すべての市民がライフステージに応じてスポーツに親しむことで、健康で活力あふれる生活が送れるよう、子どもから大人まで幅広く運動習慣をつけ、スポーツが生活習慣の一部となるような取組を進めます。</p>
基本目標8 安全・安心で質の高い教育を支える環境を整備します		20 誰もが安心して学べる学校園施設等を整備します	<p>(35) 誰もが安心して学べる学校園施設等を整備します</p> <p>学校園施設は、子どもたちが一日の大半を過ごす学習や生活の場です。安全・安心な教育環境を維持していくため、学校の適正配置を踏まえた上で計画的な長寿命化改修等を通じて、教育環境の向上や老朽化対策の一貫的な整備等を推進します。また、インクルーシブ教育の理念とともに、すべての子どもの地域で教育を受ける機会を整えるため、エレベーターの設置等、施設のバリアフリー化に継続して取り組みます。</p>
		21 多様な研修を体系化し、教師力の向上を図ります	<p>(36) 多様な研修を体系化し、教師力の向上を図ります</p> <p>学校園での教育は、教職員と子どもたちが人格的になれあいを通じて行われるものであることから、教職員が心身の健康を保ち、ゆとりをもって子どもと向きあうことができるよう、業務量の適切な管理と教職員の心身の健康の維持、福祉制度を利用しやすい職場づくりに取り組みます。さらには、教育や保育を楽しみ、やりがいを感じられるよう教職員同士がコミュニケーションを積極的に取り、働きやすい職場づくりに取り組みます。</p>
		22 教職員のウエルビーイングの向上をめざし、働き方改革を推進します	<p>(37) 教職員のウエルビーイングの向上をめざし、働き方改革を推進します</p> <p>学校園での教育は、教職員と子どもたちが人格的になれあいを通じて行われるものであることから、教職員が心身の健康を保ち、ゆとりをもって子どもと向きあうことができるよう、業務量の適切な管理と教職員の心身の健康の維持、福祉制度を利用しやすい職場づくりに取り組みます。さらには、教育や保育を楽しみ、やりがいを感じられるよう教職員同士がコミュニケーションを積極的に取り、働きやすい職場づくりに取り組みます。</p>
基本目標9 安全・安心で質の高い教育を支える環境を整備します		23 学校園の適正規模・適正配置の取組を推進します	<p>(38) 学校園の適正規模・適正配置の取組を推進します</p> <p>長浜市学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針に則り、子どものための教育の質的充実、教育の機会均等および水準確保等の学校間格差のは正に向いて、保護者や地域等の意向を十分に踏まえながら、学校園の適正規模・適正配置の取組を推進します。</p>

指標(進捗管理目標)

本計画の着実な推進にあたって、目標とする客観的な指標(進捗管理目標)を設定します。下記の指標だけでは実施した取組の成果が表せないことがあるため、指標以外の様々な実態もあわせて確認し、進捗管理や検証を行います。

具体的 施策No.	項目	現状値		目標値(R12)
		年度		
(1)	『子どもが主体的に遊ぼうとする姿を実感した』保護者の割合	R6	89.0%	95.0%
(2)	家庭において、乳幼児に週2日以上読み聞かせを実施している割合	R6	66.0%	95.0%
(3)	『特別支援に関する研修』(特支・外国籍・家庭支援・医ケア)を受講した職員の延べ人数	R6	—	91人
(3)	特別支援に係る職員の研修受講後のアンケート回答による受講に対する肯定的な意見の割合	R6	91.0%	95.0%
(4)	『園での生活を楽しく過ごすことができた』と実感した保護者の割合	R6	87.0%	95.0%
(4)	保育所・認定こども園(長時部)の待機児童数	R6	11人	0人
(5)	園小接続カリキュラム推進アンケートで『各学区で設定した「めざす子ども像」や「幼稚期の終わりまでに育つてほしい10の姿」を意識した取組』ができたと回答した割合	R6	5.0%	95.0%
(5)	スタートカリキュラムを実施した小学校・義務教育学校(前期)数	R7	1校	全校
(6)	「学習指導において、児童生徒一人一人に応じて、学習課題や活動を工夫する」によく行ったと回答した学校の割合(全国学力・学習状況調査 学校質問項目)	R7	小 20.0% 中 25.0%	小 50.0% 中 50.0%
(6)	「学習指導において、児童生徒が、それぞれのよさを生かしながら、他者と情報交換して話し合ったり、異なる視点から考えたり、協力し合ったりできるように学習課題を工夫する」によく行ったと回答した学校の割合(全国学力・学習状況調査 学校質問項目)	R7	小 24.0% 中 41.0%	小 50.0% 中 60.0%
(7)	90日以上の欠席の不登校児童生徒の内、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた人数の割合(国の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)	R6	小 72.7% 中 55.9%	小 80.0% 中 70.0%
(7)	「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」(全国・学力状況調査 質問紙)とした割合	R7	小 75.1% 中 74.9%	小 80.0% 中 80.0%
(8)	通常の学級在籍で「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の「個別の教育支援計画」の活用割合(連携率)(県「特別支援教育に係る実態調査」)	R6	78.43%	85.0%
(9)	「わからないことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え、工夫することはできていますか。」「学級の友達・生徒との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方方に気付いたりすることができますか」と肯定的に回答した児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問調査項目)	R6	小 83.3% 中 82.7%	小 88.0% 中 88.0%
(9)	「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に関する取組状況」に関する項目(R6は11項目)について、肯定的な回答をした学校の割合(全国学力・学習状況調査 学校質問調査項目)	R6	小 88.7% 中 86.4%	小・中学校ともに 100%
(10)	【再掲】家庭において、乳幼児に週2日以上読み聞かせを実施している割合	R6	66.0%	95.0%
(10)	「言語活動について、国語科を要としつつ、各教科等の特質に応じて、学校全体として取り組んでいますか」によくしていると回答した学校の割合(全国学力・学習状況調査 学校質問調査項目)	R6	30.0%	60.0%
(10)	市立図書館の団体貸出を利用した園の数 市立図書館の団体貸出を利用した中学校の数	R6	園 14園 中学校 7校	園 18園 中学校 9校
(11)	教員のICT活用指導力の状況の項目に肯定的に回答した教員の割合(学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	R6	91.9%	100%
(11)	校務の情報化により業務負担が軽減していると感じている教職員の割合(アンケート)	R7	—	90.0%
(12)	「地域や大人に、授業や放課後などで勉強やスポーツ、体験活動に関わってもらったり、一緒に遊んでもらったりすることがある(習い事は除く)」に肯定的回答をした児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査 質問調査項目 R7より)	R7	小 45.1% 中 32.5%	小 60.0% 中 50.0%
(12)	「ラーニングの日」の制度の理解に努め、取得した児童生徒の割合	R6	7.0% <small>(2・3学期のみ実施 延べ人による割合)</small>	30.0%
(13)	「理系教科・分野に興味がある」と回答する子どもの割合(事業後アンケート)	R7	100%	100%
(13)	「デジタルスキルによって地域を良くしていきたいと思う」と回答する子どもの割合(事業後アンケート)	R7	72.7%	80.0%
(14)	1か月間の読書冊数が0冊の割合(滋賀県子どもの読書活動に関する調査) ・小学校4年生～小学校6年生 ・中学校1年生～中学校3年生	R6	3.5% 16.5%	2.1% 14.0%
(14)	1年間に市立図書館における13歳～18歳の市民一人あたりの年間貸出冊数	R6	4.0冊	5.0冊
(14)	【再掲】家庭において、乳幼児に週2日以上読み聞かせを実施している割合	R6	66.0%	95.0%
(14)	市在住の外国人の状況に併せて、市立図書館全体で必要な言語の子ども向け資料の購入冊数	R6	36冊	150冊
(15)	「自分には、よいところがある」と答えた割合(全国学力・学習状況調査)	R7	小 86.3% 中 86.1%	小 90.0% 中 90.0%
(15)	「人が困っているときは、進んで助けている」と答えた割合(全国学力・学習状況調査)	R7	小 94.2% 中 89.6%	小 95.0% 中 93.0%

具体的 施策No.	項目	現状値		目標値(R12)
		年度		
(16)	新体力テストの体力合計得点 ・小学5年生	R6	男子 51.4点 女子 51.8点	男女ともに 53.0点
	・中学2年生		男子 43.3点 女子 47.5点	男子 46.0点 女子 50.0点
(16)	運動やスポーツが苦手(嫌い)な傾向がある児童生徒への指導の充実のために取組を行っている学校の割合 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	R6	小92.00% 中83.33%	小・中学校ともに 100%
(17)	食物アレルギー事故防止研修 実施回数	R6	年1回 (市教委実施) 年1回 (各校実施)	年1回 (市教委実施) 年1回 (各校実施)
(17)	バランスのとれた食事をすることは大切だと思っている児童・生徒の割合(食育アンケート)	R6	小5 98.5% 中2 96.4%	小・中学校ともに 100%
(17)	朝食を毎日食べる児童・生徒の割合(食育アンケート)	R6	小5 91.2% 中2 80.7%	小5 93.0% 中2 90.0%
(18)	地域学校協働活動推進員の設置校数	R7	9校	20校
(19)	児童数に対するスクールガード登録者数が20%未満の学校数	R7	5校	3校
(20)	家庭児童相談室に園・学校から新規に虐待通告された件数	R6	学校: 186件 園 : 38件	—
(21)	部活動指導員を含む外部指導者数	R7	11種目・27名	50名
(21)	地域展開を見据えた、拠点校部活動の推進	R6	1校	5校
(22)	家庭教育に関する講座受講後の満足度「とてもよかったです」と回答する割合(受講後アンケート)	R6	92.0%	95.0%
(23)	子育て専門相談員への相談件数	R6	218件	現状維持
(23)	未就園児広場の実施園数	R6	20園	現状維持
(24)	放課後児童クラブの待機児童数	R6	0人	0人
(25)	自治会での人権学習会の評価(5段階評価)	R6	4.2	4.8
(26)	人権や男女共同参画の啓発イベント参加者の満足度(5段階評価)	R6	64.0%	80.0%
(27)	出前講座の件数	R6	72件	現状維持
(27)	市立図書館ホームページのレファレンス事例集(児童編)に掲載する、地域の昔話や民話に関する事例件数	R6	7件	35件
(28)	「生涯を通じて学習する機会づくり」の満足度(市民意識調査)	R6	22.80%	30.00%
(29)	子ども学びと生涯学習のまちづくり推進事業の参加人数(延べ)	R6	12,771人	13,000人
(30)	生涯学習事業の企画運営に関わる職員・スタッフの研修参加者数(延べ)	R6	31人	40人
(31)	貸出密度(市民一人あたりの貸出冊数)	R6	7.3冊	7.7冊
(31)	レファレンス事例の公開件数	R6	56件	150件
(32)	鑑賞型事業の実施数	R6	4	現状維持
(32)	アウトリーチの実施数	R6	80	現状維持
(32)	次世代育成事業の実施数	R6	15	現状維持
(33)	市民参加型文化芸術事業の実施数	R6	13	現状維持
(33)	文化芸術団体の実施事業数	R6	106	現状維持
(34)	スポーツ少年団活動団体数	R6	25	現状維持
(34)	幼少年期のスポーツ教室参加者数	R6	399	500
(34)	参加型スポーツイベントの開催数	R6	3	現状維持
(35)	小学校・中学校・義務教育学校のエレベーター設置割合	R6	60.0%	90.0%
(36)	学び続ける教職員の割合(研修の充実度と学びを教育実践に活かせた教職員の割合)	R7	—	保育者・教職員ともに 100%
(37)	教職員の超過勤務月45時間以上の割合	R6	46.00% (小中義務併せて)	0.0%
(37)	働き方実態アンケート『今後も公立園で働きたい』割合	R6	82.0%	95.0%
(38)	めざす学校園の適正規模・適正配置の姿に向けて、新しい学校づくりに向け検討に入った学校園区の割合	R7	—	15.0%

所管委員会	総務教育常任委員会
所管局・課	教育指導課

請願（第4号）に関する処理の経過等について

1 概要

令和7年6月24日の本会議において採択された学びの機会の確保の請願について、令和7年12月定例月議会までに報告することを求められていることから、当該請願に対する本市の今後の方針を報告するものです。

2 請願事項

- (1)病気等で登校が困難な生徒に向けた、授業のWEB配信等による学びの機会の確保
- (2)自宅以外で勉強できる場所の設置

3 現状と今後の方針について

(1) 現在、本市では、学校の実状に応じて、一人一台端末を積極的に使用しながら、学校と家庭をつなぎオンライン授業や、課題・学習動画・授業の板書写真の配信、担任と不登校児童生徒とのメッセージ交換による交流、AI型ドリル（Qubena）を活用した個別最適な学習などの支援をしています。

また、長浜市教育センターでは、常設として浅井に2か所、高月に1か所、サテライト教室として木之本、湖北、旧長浜にそれぞれ1か所の合計6か所、「こどもサポートルーム（なないろ）」を設置し、全ての場所において、希望される児童生徒・保護者には、オンラインを活用した支援ができるように整備しております。

今後も、オンラインで指導を受けられる体制整備を積極的に進め、不登校児童生徒等や保護者に寄り添った、きめ細やかな支援を目指していきます。

(2) 現在、本市の取組として、自宅以外で勉強できる場所は次のとおりです。

引き続き、学習スペースとして学生や若者の皆さんのが自由に使える場所を確保していくとともに、ホームページをはじめ様々なツールを用いながら効果的な情報発信に努めています。

○サードプレイス itteki（イッテキ）

場所：えきまちテラス長浜 1階 シェアスペース・長浜カイコー
(北船町3-24)

時間：平日 12:00～19:00 ※ 長期休暇期間は 10:00～18:00

対象：高校生、大学生、専門学校生（市内外問わず）

予約等：なし

利用実績：令和7年度実績（10/31 時点）

利用者数： 4,306人（平均30人/日）

利用登録者数：1,304人

問合せ先：未来こども若者課 0749-65-6371

○さざなみタウン

場所：ながはま文化福祉プラザ1階学習室（高田町12-34）

時間：①午前 8:30～12:30 ②午後 12:45～16:45 ③夜間 17:00～21:00

※毎週火曜日、年末年始は休み

対象：市内在住または在学の方

予約等：スマホで予約

利用実績：全部で29席あり、1日の利用は85人程度

問合せ先：文化福祉プラザ室 0749-65-6907

○長浜市役所フリースペース

場所：本庁舎1階～6階のフリースペース（八幡東町632）

時間：平日 9:00～16:45

対象：どなたでも利用可

予約等：なし

利用実績：夏季休業中や試験前に利用する学生が多い状況

問合せ先：総務課 0749-65-6565

※上記3カ所の利用は無料です。

<地域づくり協議会等の取組>

○まちづくりセンター

※以下は、まちづくりセンターにおいて各地域づくり協議会等が取り組まれている事業です。施設利用によっては有料となる場合があります。

①長浜まちづくりセンター

実施内容：「夏休みの宿題応援（自習室開設）」R7.8.20～27（26日休み）

対象：小学生

実施者：長浜まちなか地域づくり連合会

②南郷里まちづくりセンター

実施内容：「学びの広場」夏休み（7月末～8月）の6日間午前中

中学生～大学生による学習支援

実施者：南郷里地域づくり協議会

備考：施設空き部屋があれば利用可

③西黒田まちづくりセンター

実施者：西黒田ふるさと振興会議
備考：施設空き部屋があれば利用可

④神田まちづくりセンター

実施者：神田地区まちづくり協議会
備考：施設空き部屋があれば利用可

⑤六荘まちづくりセンター

実施内容：「質問教室エール」毎週水曜日 16～18 時

スタッフ（2～3人）による質問対応

対象：小学生～高校生まで

実施者：六荘地区地域づくり協議会

備考：施設空き部屋があれば利用可

⑥湯田まちづくりセンター

実施内容：平日の放課後及び夏休み期間に 2 階会議室を開放

※サークル優先

対象：中学生まで

実施者：浅井湯田地域づくり協議会

⑦田根まちづくりセンター

実施内容：夏休み期間に会議室を開放

※サークル優先

実施者：田根地区・地域づくり協議会

⑧七尾まちづくりセンター

実施内容：夏休み期間に会議室を開放

実施者：七尾地区地域づくり協議会

⑨虎姫まちづくりセンター

実施内容：ロビー開放、空き部屋があれば利用可

対象：高校生まで（小学生はロビーのみ）

実施者：虎姫地域づくり協議会

⑩湖北まちづくりセンター

実施内容：1 階ロビー、2 階フリースペース開放

対象：高校生まで（小学生はロビーのみ）

実施者：特定非営利活動法人学びの里湖北

所管委員会	総務教育常任委員会
所管局・課	幼児課

長浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について（着手）

1 条例制定の趣旨

令和 8 年度から乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施するにあたり、乳児等のための支援給付の対象となる「特定乳児等通園支援事業」を行う事業者（特定乳児等通園支援事業者）が従うべき「特定乳児等通園支援の運営に関する基準」を条例で定めるものです。

2 制定の概要

子ども・子育て支援法第 54 条の 3において準用する同法第 46 条第 3 項の規定により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について、国の定める基準に従い、又は参考して条例で定めるものとされており、本市の基準を条例で定めます。

（1）条例で定める運営に関する基準

従うべき基準	利用定員に関する基準、面談、正当な理由のない提供拒否の禁止等、あっせん及び要請に対する協力、支払、特定乳児等通園支援の取扱方針、乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、秘密保持等、事故発生の防止及び発生時の対応
参酌すべき基準	乳児等通園支援支給認定証に記載された事項の確認、乳児等通園支援給付認定の申請に係る援助、心身の状況等の把握、特定教育・保育施設等との連携、特定乳児等通園支援の提供の記録、乳児等支援給付費の額に係る通知等、特定乳児等通園支援に関する評価等、相談及び援助、緊急時等の対応、乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知、運営規程、勤務体制の確保等、利用定員の遵守、掲示等、情報の提供等、利益供与等の禁止、苦情解決、地域との連携等、会計の区分、記録の整備等、電磁的記録等

（2）条例制定の基本的な考え方

条例の内容は、国の定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号）と同様の内容とします。

3 関係課・関係法令

（1）関係課

未来こども若者課、こども家庭支援課、幼児課

(2) 関係法令等

- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ・特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）

子ども・子育て支援法

第四十六条 特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類に応じ、児童福祉法第三十四条の十六第一項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準（以下「地域型保育事業の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参照するものとする。

一 特定地域型保育事業に係る利用定員（第二十九条第一項の確認において定める利用定員をいう。第七十二条第一項第二号において同じ。）

二 特定地域型保育事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持等並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

（特定乳児等通園支援事業者の確認）

第五十四条の二 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

（準用）

第五十四条の三 第四十四条から第五十四条までの規定（第四十五条第二項を除く。）は、前条第一項の確認を受けた者（以下「特定乳児等通園支援事業者」という。）について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 今後の予定

令和7年12月	総務教育常任委員会（着手）報告
令和8年1月	庁議（条例案）、教育委員会協議会（条例案）
令和8年2月	教育委員会定例会（条例案）
令和8年3月	3月定例月議会条例案上程
令和8年4月	条例施行

「認可」を受けた施設・事業が給付（財政措置）の対象となるために、市の「確認」が必要となる。

- 令和8年度から乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、法律に基づく新たな給付制度として実施することとなり、この「認可」と「確認」の手続きが必要となる。

